

高病原性鳥インフルエンザに最大限の警戒をしてください！



渡り鳥が飛来する10月から5月は、高病原性鳥インフルエンザのハイリスクシーズンです。

昨シーズンはこれまでで最も早い10月28日に岡山県および北海道での発生以降、今年の4月まで過去最多の26道県84事例が確認され、1,771万羽の家きんが殺処分されました。

今シーズンにおいては、諸外国では、アジア(ネパールで6月)、欧州(スウェーデンで6月)、ロシア(8月)、北米(カナダで9月)、アフリカ(トーゴで6月)、南米(チリ、アルゼンチンで7月)と確認されており、例年より早い時期の発生となっています。

国内においては、令和5年10月に北海道で野鳥からウイルスが確認されて以降、8県で8事例が発生しています(令和6年2月8日現在)。


県内においても令和5年12月に回収された野鳥糞便からウイルスが確認されており最大限警戒が必要です。

本病はある一定以上のウイルスが鶏に暴露されないと感染が成立しません。過去に分離されたウイルス株では最少で1,000個の暴露が必要であると分かっています。つまり、家きんまで到達するウイルスを1,000個未満に抑えることができれば本病は発生しないということです。少しでもウイルスを減らす取り組みを行ってください。

シーズン中毎月自己点検のご報告をいただいている7項目は、飼養衛生管理基準の中で特に重要とされており、家きん舎に持ち込まれるウイルスを減らすのに効果的です。遵守徹底をお願いします。

《ウイルス持ち込み防止に重要な7項目》

①衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒

手袋の着用でも代替できます。

②衛生管理区域専用の衣服および靴の設置ならびに使用

衣服に付着したウイルスを鶏舎内に持ち込まないように、家きんの世話等をする際は専用の衣服に着替えましょう。

③衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等

区域内に車両が入る場合は、消石灰や有効な消毒薬でタイヤ回りを中心に消毒を行いましょう。

④家きん舎に立ち入る者の手指消毒等

給餌や採卵時にウイルスが家きん舎に持ち込まれないよう手指の消毒をしましょう。

⑤家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用

踏み込み消毒でウイルスを失活させるには3分以上漬け込む必要があります。家きん舎専用の靴に履き替えるようにしましょう。

⑥野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検および修繕

家きん舎、たい肥舎、飼料庫等に、防鳥ネットを張りましょう。また、穴が開いている場合は、その都度修繕しましょう。

⑦ねずみおよび害虫の駆除

ねずみ、はえ等の害虫は野鳥の排せつ物等を付着させ、家きん舎内に持ち込むおそれがあります。完全な駆除は困難ですが、数を減らすことが重要です。

また上記に加え、異状の早期発見・早期通報の再徹底、農場周辺の消石灰散布など、対策をお願いします。(金谷)